

松原市公用封筒広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松原市（以下「市」という。）が郵便物等を送付する際に使用する封筒（以下「封筒」という。）への有料広告（以下「広告」という。）の掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(掲載する広告)

第2条 広告は、より身近な充実した情報を市民に提供するために掲載するもので、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市における公共性、中立性及び品位を損なうおそれがあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (3) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (4) 広告主が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、法第2条第6号に規定する暴力団員又は松原市暴力団排除条例（平成24年条例第36号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者であるもの
- (5) 暴力団の利益となるおそれがあるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が封筒に掲載される広告として適当でないと認めるもの

(広告の掲載順序)

第3条 掲載する広告の優先順序は、次に掲げる順序のとおりとする。

- (1) 公益法人、公共的団体及びそれに類するものに係る広告
- (2) 私企業のうち、公共的性格を有する企業で、市内に事業所等を有するものに係る広告
- (3) 前号の規定に該当しない私企業及び自営業で、市内に事業所等を有するものに係る広告
- (4) 私企業及び自営業で、市内に事業所等を有しないものに係る広告
- (5) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当であると市長が認めるもの

(広告の規格)

第4条 広告の規格については、掲載位置、サイズ等を考慮して別に定めるものとする。

(広告掲載の募集)

第5条 広告掲載の募集については、松原市ホームページ、広報まつばら等により行うものとする。

(松原市公用封筒広告審査会の設置)

第6条 市長は、封筒に係る広告の掲載の可否を審査するため、松原市公用封筒広告審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会の委員長は会計室長とし、副委員長は会計室参事とする。

3 審査会の委員は、市長公室秘書広報課長、総務部政策法務課長、市民協働部人権交流室参事及び市民生活部産業振興課長とする。

(委員長及び副委員長の職務)

第7条 委員長は、審査会を代表し、審査会の事務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 審査会の会議は、委員長が必要に応じ招集し、その議長となる。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、会計室において行う。

(広告の申込み及び決定)

第10条 広告の掲載をしようとする者(以下「申込者」という。)は、松原市公用封筒広告募集要綱に従い、松原市公用封筒広告掲載申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)に市長が定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。この場合において、申込者が申込書に記載する広告掲載料については、長形3号は、1枠40,000円、角形2号は、1枠30,000円とする。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、審査会による広告掲載の適否の審査を経て、掲載広告を決定し、松原市公用封筒広告掲載・不掲載決定通知書(様式第2号。以下「決定通知書」という。)により、申込者に通知するものとする。

3 前項の審査の結果、掲載が適当と認める広告が多数であり、第3条に規定する順序が同一である場合は、抽選により決定する。

(広告主及び本市が負担する広告作成に係る経費)

第11条 前条第2項の規定により広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、広告掲載料とは別に、広告作成に係る経費として、広告のデザイン及びレイアウトに係る作成費用を負担するものとする。

2 市長は、広告作成に係る経費として、封筒の購入費用及び広告の印刷費用を負担するものとする。

(広告掲載料の納付)

第12条 広告主は、広告掲載料を決定通知書に記載された納付期限までに一括して市に納付しなければならない。

(広告の著作権)

第13条 広告の著作権は、原則として、広告主に帰属するものとする。ただし、広告主と別途取り決めがあるときはこの限りではない。

(広告内容の責任)

第14条 広告の内容に関する責任については、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消し)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 納付期限までに広告掲載料を納付しなかった場合

- (2) 原稿提出期限までに原稿案を提出しなかった場合
- (3) 広告内容がこの要綱に反し不相当と判断した場合
- (4) 第2条各号のいずれかに該当することが判明した場合
(広告掲載料の返還)

第16条 広告掲載が決定した後、広告主の責めに帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、広告掲載料を返還する。

(実施の細目)

第17条 この要綱に定めるもののほか、封筒への広告の掲載に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年2月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月8日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日（以下「実施日」という。）から実施する。

(経過措置)

2 改正後の松原市公用封筒広告掲載取扱要綱の規定は、実施日以後に広告掲載の申込みがあったものから適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。